

令和8年1月 日

福津市長 福井 崇郎 様

福津市国民健康保険運営協議会
会長 井上 美由紀

福津市国民健康保険事業の運営について（答申）

令和7年8月26日付7福保第394号で諮問のあった国民健康保険税の税率等について、下記のとおり答申します。

記

1、答申

令和8年度の福津市国民健康保険税率等は次のとおり【改定する・据え置く】ことが適当である。

海外からの入国初年度の被保険者に対する国民健康保険税の前納の制度については、令和8年度は導入しないことが適当である。

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	子ども・子育て 支援金分
所得割 (%)				
均等割 (円)				
平等割 (円)			-	

令和7年度比較 青字：減額 赤字：増額（子ども・子育て支援金分は皆増）

2、答申理由

国民健康保険制度においては保険料水準の統一化にむけた取り組みが、第2期福岡県国民健康保険運営方針に基づき、令和7年度納付金額算定から段階的に医療費水準 α の反映縮小が開始され、今後も取り組みが継続、拡大される見込みである。

保険料水準が完全統一されると、市は福岡県が決定する標準保険料率どおりに保険税を賦課する必要が出てくるため、統一時に保険税が大きく変動しないよう令和7年度国民健康保険税率等については医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分における各区分の納付金配分と、本市の国民健康保険税の各区分の配分の乖離を縮小するため国民健康保険税率等の改定を実施したところである。

この考え方を継続し、本市の保険税率等について慎重に検討を行い、下記の理由により保険税率等については【改定する・据え置く】ことが適当との結論に至った。

(1) 子ども・子育て支援納付金分について

子ども子育て支援法等の一部改正に基づき、「子ども・子育て支援金制度」が創設され、令和8年度から新たに「子ども・子育て支援金分」の賦課を開始する。

子ども・子育て支援納付金についても、保険料水準の統一化の動きを勘案し、福岡県が納付金額、標準保険料率の算定に採用した算定方式および標準保険料率等と同一とすることが適当。ただし、千円未満の端数については切り捨てること。

(2) 医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分について

納付金額の算定において、福岡県では子ども・子育て支援納付金分を除いた一人あたり納付金額が対前年度比プラス4.3%と算定されたため、直近3年平均の伸びを大きく上回ったことから、決算剰余金を活用し納付金額の減算が行われた。

【パターン1】保険税率据え置き

そのため本市の一人あたり納付金額は、子ども・子育て支援納付金分を除くと対前年度比プラス1.21%まで抑えられていることから、保険税率等は据え置くことが適当。

【パターン2】保険税率等減額改定する

そのため保険税率等を据え置くと、歳入・歳出差引額において剰余金が大きく

見込まれること。また物価高騰による厳しい経済状況が継続しているなか、子ども・子育て支援納付金分が新たに加算されることを勘案すると、少しでも社会保険料の負担軽減を行うことが適当と考えられる。

しかしながら保険料水準の統一化を見据え負担軽減については、今後の保険税の大幅な変動を引き起こさない程度で、かつ医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分における各区分の納付金配分と、本市の国民健康保険税の各区分の配分の乖離が大きくなならない範囲とすることが適当。

(3) 海外からの入国初年度の国民健康保険税の前納制度の導入について

本市においては、海外からの入国初年度にあたる当該被保険者の未納状況が、国保全体の収納率と比較しても大きく変わらない水準にあることや、福岡県内において導入の方向性を示す自治体が少ないことから、令和8年度の導入については見送ることが適当。

3、附帯意見

(1) 保険税率等改定にあたっては、被保険者へのわかりやすい説明に努めること

(2) 保険税率等の増額改定が発生する場合には、急激な保険税の増加が発生しないよう福津市国保準備基金等の活用を検討すること

(3) 海外からの入国初年度の国民健康保険税の前納制度については、今後も当該被保険者の収納状況や、周辺自治体の動向等を注視しながら、その導入について引き続き検討すること